

裁 決 書

審査請求人

平成26年9月18日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成26年8月15日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還額決定処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成26年8月15日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条により生活保護費返還額決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成26年9月18日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、おおむね次のとおり主張している。

の高校通学に係る費用の返還を求められたが、領収証を提出することを知らず、処分庁からの説明を受けてもいないのに行われた原処分に不服である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

本件に関しては次の事実が認められる。

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]
- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]
- (5) [Redacted]

(6) [Redacted]

(7) [Redacted]

(8) [Redacted]

(9) [Redacted]

(10) [Redacted]

(11) [Redacted]

(12) [Redacted]

(13) [Redacted]

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものであって、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならないとされている（法第8条第1項及び2項）。

また、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-8(2)イ(エ)によると、高等学校等就学費において教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこととされ、正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であることとされている。また、同(キ)によると、生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上することとされている。

ウ 局長通知第11-2(1)によると、保護受給中の者については、随時、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ、適切な指導を行うこととされている。

エ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）問第7-82答によると、通学のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通学定期券を購入するよう指導することとされている。

なお、給付の際については、通学定期券の写しを提出させるなど購入実績を確認することとされている。

オ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問7-142によると、高等学校等就学費基本額には学用品費や通学用品費のほか社会見学等の教科外活動費、芸術や体育で使用する教材費等も含めて算定されているものである。

(2) 原処分について

請求人は、■■■■の高校通学に係る費用の返還を求められたが、領収証を提出することを知らず、処分庁からの説明を受けてもいないのに下された原処分に不服である旨を主張している。

そこで本件についてみると、高校の通学交通費の取扱いは、前記(1)イ及びエのとおりであり、処分庁は、認定事実のとおり、■■■■の高校入学以降、請求人からの届出に従い通学交通費を支給していたが、前記1(2)のとおり、入学時、請求人に対し、内容が確認できる書類を提示するよう指示したものの、その後一年にわたり、特に領収証や内容確認のできる書類の提示を指導することなく、確認もしないまま、請求人の申請及びバス会社への問い合わせをもって、一年間交通費の認定を行っていた。また、通学定期券の購入について、定期券の写しを提出させることや、バ

ス会社に購入履歴の有無について確認するなど、購入実績の確認方法についての考慮がなされていない。

さらに、辞書代についても、処分庁は領収証の提出がないとして返還を求めているが、現物の確認をする等購入実績を確かめる方法がほかにあるにもかかわらず、そうした手続きをしたという事実も認められない。

以上によれば、法第63条に基づく返還決定とした処分庁の対応には事務手続上の瑕疵が認められ、原処分は違法又は不当であるといわざるを得ない。
よって、主文のとおり裁決する。

平成30年8月8日

北海道知事 高橋 はるみ

